

諏訪市及び茅野市における酒類の提供を行う飲食店等 に対する営業時間の短縮等の要請を終了します

諏訪市及び茅野市においてご協力いただいている酒類の提供を行う飲食店等に対する営業時間の短縮等の要請は、5月5日をもって予定どおり終了します。また、諏訪圏域に対する「新型コロナウイルス特別警報Ⅱ」は、5月6日から「新型コロナウイルス特別警報Ⅰ」に切り替えます。

1 経緯

諏訪圏域における感染のさらなる拡大が全県の医療提供体制に大きな影響を及ぼすおそれがあったことから、4月16日に、同圏域の感染警戒レベルを5に引き上げ「新型コロナウイルス特別警報Ⅱ」を発出しました。

また、変異株の陽性者や飲食の機会を起因とする陽性者が継続して確認されたことから、4月19日には、とりわけ感染の拡大が顕著な諏訪市、茅野市及び原村における酒類の提供を行う飲食店等に対し、4月29日を期限として営業時間の短縮等の要請を行いました。

さらに、4月28日には、南信ブロックの病床ひっ迫度や諏訪圏域における変異株の広がり等を考慮し、諏訪市及び茅野市における営業時間の短縮等の要請の期間及び諏訪圏域における「新型コロナウイルス特別警報Ⅱ」の期間を5月5日まで延長しました。

2 営業時間短縮等の要請の終了及び特別警報Ⅰへの切替え

諏訪圏域における直近1週間の人口10万人当たり新規陽性者数は14.05人と、4月19日の営業時間短縮等の要請時の51.51人と比較して大幅に減少しているほか、南信ブロックの病床ひっ迫度は4月27日の46.3%から5月2日現在の32.2%まで改善されています。

このため、諏訪市及び茅野市においてご協力いただいている酒類の提供を行う飲食店等に対する営業時間の短縮等の要請及びカラオケ設備の利用を控えることの要請は、5月5日をもって予定どおり終了します。これまで、**県の営業時間短縮等の要請にご協力いただいた諏訪市、茅野市及び原村の皆様**に心から感謝申し上げます。

また、諏訪圏域に対するレベル5の「新型コロナウイルス特別警報Ⅱ」は、5月6日からレベル4の「新型コロナウイルス特別警報Ⅰ」に切り替えます。**レベル4は、感染の拡大に特に警戒が必要な状態で、次の協力要請は継続中ですので、引き続き徹底をお願いします。**

- ① 会食における感染防止策の徹底
- ② 感染拡大予防ガイドラインを遵守していない酒類の提供を行う飲食店の利用を控えること
- ③ 飲食店などにおける感染拡大予防ガイドラインの遵守

なお、全県には「ゴールデンウィークを迎えるに当たっての知事メッセージ」(別紙1)及び「『医療警報』発出に当たってのお願い」(別紙2)を発出し、**大人数での会合、会食を控え、人混みを避ける等人との接触機会をできるだけ減らすことなど**をお願いしていますので、感染防止策へのご協力をお願いします。

信州版「新たな日常のすゝめ」



新型コロナウイルスの感染を防止するための行動を自ら考え実践しましょう

長野県 危機管理部
消防課 新型コロナウイルス感染症対策室
(室長) 湯沢 秀保 (担当) 北澤 浩
電話 026-232-0111 (内線4705)
FAX 026-233-4332

ゴールデンウィークを迎えるに当たっての知事メッセージ

ゴールデンウィークは、日頃会わない方との接触機会が増える時期であり、新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐため、5月9日までを「感染対策強化期間」とします。

新型コロナウイルスは、これまでも全国的に人の移動が増える時期に感染が拡大していること、現在本県は、新型コロナウイルス感染症の第4波に直面していること、医療提供体制への負荷が増大しつつあり「医療警報」を発出中であること、さらには、県内でも確認されている変異株は感染力が強く、感染した場合に重症化しやすい可能性や、10代以下の若い世代の感染割合が高いことが指摘されていることに十分ご留意いただき、「最大限の感染対策」を講じていただきますようお願いいたします。

県民・事業者の皆様には、特に次の点にご協力を賜りますようお願い申し上げます。

- 1 県外への訪問や帰省等の往来については、その必要性をご家族などと相談して、慎重に検討をお願いします。特に感染拡大地域との往来については、できるだけ控えてください。**
- 2 大人数での会合、会食を控え、人混みを避ける等、人との接触機会をできるだけ減らしてください。**
- 3 基本的な感染防止策を適切に行っていただき、感染を広げないように注意してください。（マスクの確実な着用、人と人との距離の十分な確保、こまめな手洗い・手指消毒、三密の回避など。）**
- 4 多数の方が集まるイベント・催物等を予定している場合には、人数制限等感染防止対策を徹底していただき、それが困難な場合は、延期・中止を含めて検討してください。**

県としても、医療提供体制の一層の強化、事業所における感染防止策の徹底、市町村と連携してワクチン接種体制の整備などを進めてまいります。

なお、県外との往来等を行わなければならない方もいます。差別や誹謗中傷は行わず、県民お一人おひとりが「思いやり」の心を持ち「支え合い」の輪を広げましょう。

令和3年4月19日
長野県知事 阿部 守一

令和3年4月8日

3月中旬以降感染が急速に拡大しており、一部の圏域では身近な医療機関に入院できない方もいらっしゃいます。また、感染しやすい可能性や療養期間の長期化等が指摘されている変異株が県内においても確認されています。

このまま入院者数が増加を続ければ、医療機関の負担がさらに高まり、通常の医療提供にも影響が及び「医療非常事態宣言」を発出する状況に陥りかねません。

県民の皆様におかれては、これまでも3密（密閉、密集、密接）の回避やマスク着用、手洗い・手指消毒など、基本的な感染防止策の実施にご協力をいただいているところですが、ご自身と大切な方の健康を守り、長野県の医療を守るため、今一度、基本的な感染防止策を徹底していただくとともに、特に次の点にご協力をお願いします。

医療警報発出中、特にお願いしたいこと

長野県知事 阿部 守一

- 1 高齢者、基礎疾患がある方は、感染リスクが高い行動をできるだけ避け、慎重に行動するようお願いいたします。
- 2 会食については、「信州版“新たな会食”のすゝめ」を遵守し、密な室内での大人数、長時間とならないように留意してください。特に同居のご家族以外で行う飲酒を伴う5人以上の会食については、感染リスクが高まる可能性に十分留意し、事業者、利用者双方で徹底した対策を講じていただき、それが困難な場合には実施を控えていただくようお願いいたします。
- 3 感染拡大地域※への訪問、同地域からの帰省はできるだけ控えるようお願いいたします。訪問や帰省が必要な場合は、人との接触機会を最大限減らし、滞在時間もできるだけ少なくするなど、最大限の感染防止策を講じるようお願いいたします。
※ 直近1週間の人口10万人当たりの新規陽性者数が15.0人を上回っている都道府県。県ホームページで随時お知らせしています。
(R3.4.8現在：宮城県、山形県、東京都、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、愛媛県、沖縄県)。なお、必要に応じて、感染拡大地域以外の都道府県への訪問等についても注意喚起を行う場合があります。
- 4 旅行はできるだけ同居のご家族と県内でお楽しみいただくようお願いいたします。
- 5 事業者の皆様は、感染拡大防止ガイドラインを徹底し、新型コロナ対策推進宣言を行っていただくよう改めてお願いいたします。また、県民の皆様には、できるかぎり新型コロナ対策推進宣言を行っている事業所をご利用いただくようお願いいたします。
(現在、県として新たに「信州の安心なお店」登録制度を開始しています。新型コロナ対策推進宣言をアップグレードしていただき、巡回員が感染対策状況を確認します。)
- 6 事業者の皆様は、従業員の皆様の在宅勤務・テレワーク、時差出勤を拡大していただくようお願いいたします。また、休憩時間など、いわゆる居場所の切り替わりによる、気の緩みへの注意喚起など、改めて感染防止策の徹底をお願いいたします。
- 7 医療機関、福祉施設における感染に加え、学校や保育園における感染例が確認されているため、施設管理者の皆様には、改めて感染防止策の徹底をお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症は、注意をしても誰もが感染する可能性があります。患者・陽性者や医療従事者、感染拡大地域等に滞在していた方、県外から長野県にいられた方などへの、不当な差別や偏見、いじめ等が生じないよう、冷静な行動をお願いします。